

副本

令和3年(行ウ)第200号 兼業許可申請不許可処分取消等請求事件

原告 [REDACTED]

被告 東京都

処分庁 東京都教育委員会教育長

準備書面(1)

令和3年9月14日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告(代表者東京都知事)

被告(代表者東京都教育委員会・処分行政庁東京都教育委員会教育長)

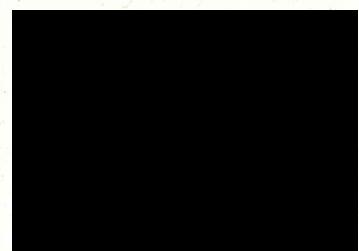
上記両名訴訟代理人弁護士

本多教義

被告(代表者東京都知事)

指定代理人

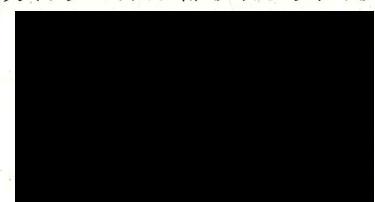
同



被告(代表者東京都教育委員会・処分行政庁東京都教育委員会教育長)

指定代理人

同



第1 地方公務員法38条の基づく兼業許可の許可権者について

地方公務員法38条は、学校職員は、任命権者の許可を受けなければ、兼業をすることができない旨を規定している。

この点、規程4条は、この兼業許可について、「兼業の許可は、東京都教育委員会教育長の職にある者が行う。」としている。

都立学校に勤務する学校職員の任命権者は東京都教育委員会であるから（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）21条3号）、都立学校に勤務する学校職員について、地方公務員法38条に基づく許可を行う者は、東京都教育委員会である。

ただし、地方公務員法6条1項は、教育委員会等の任命権者は、同法等に基づき、職員の任命、人事評価、休職、免職、懲戒等を行う権限を有すると規定しているところ、同条2項は、「前項の任命権者は、同項に規定する権限の一部をその補助機関たる上級の地方公務員に委任することができる。」と規定している。

教育長は教育委員会の代表者であるが、合議体である教育委員会の意思決定に基づき事務を執行する立場を併せ有しており（地教行法13条1項）、その意味で、教育委員会の補助機関でもある。

そこで、東京都教育委員会は、地方公務員法6条2項に基づき、事務取扱規程4条により、学校職員に関する地方公務員法38条に基づく兼業許可について、「兼業の許可は、東京都教育委員会教育長の職にある者が行う。」として、教育長に委任しているものである。

(法令等の定め)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

(略)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次

に掲げるものを管理し、及び執行する。

(略)

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免
その他の人事に関すること。

(略)

○地方公務員法

第六条 地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視総監、道府県警察本部長、市町村の消防長（特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。）その他法令又は条例に基づく任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり發揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。

2 前項の任命権者は、同項に規定する権限の一部をその補助機関たる上級の地方公務員に委任することができる。